

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	地域データセンター整備促進税制の廃止	
見直し内容 (概要)	<p>【現行制度の概要】 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）の規定に基づき、総務大臣から実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、認定実施計画に従って取得した対象の設備（サーバ、ルータ・スイッチ、電源装置）について、固定資産税を取得後3年間の課税標準を3/4に軽減する。</p> <p>【見直しの内容】 令和3年度末に期限を迎える。固定資産税の課税標準の特例措置について、期限の延長をしない。</p>	
関係条文	〔 地方税法附則第15条第36項、同法施行令附則第11条第39項、同法施行規則附則第6条第72項及び第73項 〕	
増収見込額	[平年度] 0 (0) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	<p>本制度の適用を受けるためには、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の附則第5条第2項第2号に規定する「地域特定電気通信設備供用事業」に係る同法第4条に基づく総務大臣からの実施計画の認定を受ける必要がある。同法附則第5条は令和3年度限りの時限であることから、令和3年度末で適用期限が到来する本制度の適用期限の延長は要望しないこととする。</p> <p>なお、本制度は、首都直下型地震対策区域内のデータセンターのバックアップを促すため、当該対策区域内にあるデータセンターを専らバックアップするためのデータセンターを同対策区域外に設置する際に適用されるものであり、企業におけるデータセンターのデータのバックアップ等の取組が進んできているなど本制度の目的は一定程度達成されている。</p>	